

市政情報

4月から国民年金保険料額を変更

令和8年度の国民年金保険料額は月額17,920円です。4月上旬に、納付書が日本年金機構から郵送されます。保険料を4月30日までに、現金で一括納付すると割引になる制度(前納)があります。

前納による保険料額

	本来の保険料額	割引額	前納による保険料額
6か月	107,520円	870円	106,650円
1年	215,040円	3,820円	211,220円
2年	434,520円	16,010円	418,510円

※2年前納については、令和8年度(17,920円)、令和9年度(18,290円)の保険料額に基づき計算しています。※2年前納用の納付書を受け取るには、別途、川越年金事務所に申込みが必要です。

川越年金事務所

☎049-242-2657
保険年金課
☎21-1434 FAX 23-0076

相続等で農地の権利を取得したときは届出が必要

相続等で農地の権利を取得した場合、農地法により、その農地を管轄する農業委員会へ届け出ることが義務付けられています。

☑相続(遺産分割・包括遺贈又は相続人に対する特定遺贈を含む)、法人の合併・分割、時効などの事由により、農地法の許可を受けることなく農地の権利を取得した場合

届出期間

権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内に届け出してください。

この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。また、所有権移転登記は、別途手続きが必要です。

農業委員会事務局

☎21-1433
FAX 23-7700



市HP

4月からデマンドタクシーの乗降ポイントを更新

市では市内の公共交通機関の空白区域の移動手段を確保し、利用者の利便性向上を図ることを目的に、市内全域で「東松山市デマンドタクシー」を運行しています。

【新規】

番号	施設名	地区
E-23	西部・比企生活支援センター	松葉町
E-24	比企生活支援センター	若松町
F-74	青山メディカルクリニック	西本宿
F-75	高坂コドビクリニック	高坂
H-47	むさしの整骨院	御茶山町
I-50	メガセントラルリアル東松山店	小松原町

【廃止】

番号	施設名	地区
E-2	老人福祉センター すわやま荘	高坂
F-3	新井クリニック	西本宿
F-9	上野健康相談診療所	桜山台
G-13	歯科嶋田医院	本町
I-3	西友東松山店	小松原町
I-15	山田屋	石橋

更新後の乗降ポイント一覧は市役所、各市民活動センターや乗車の際に配布を行っているほか、市HPでも公開しています。

※デマンドタクシーの利用には登録が必要です。また、乗車の際は登録者証を必ず提示してください。

地域支援課

☎21-1435
FAX 22-7799



市HP

春の全国交通安全運動

☉4月6日(月)～15日(水)

スローガン

人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

重点目標

- ・自転車への交通反則通告制度導入に伴う交通ルールの遵守とヘルメット着用推進
- ・横断歩道における歩行者優先の徹底

地域支援課

☎21-1435 FAX 22-7799

学生納付特例制度

国民年金加入中の学生が保険料を納めることが難しい場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

☑日本年金機構が対象校として定める大学(大学院)、短大、高等学校、専修学校及び各種学校に在学中で、本人の前年所得が一定額以下の人

特例が承認された場合

- ・10年以内であれば、後から納める(追納)することができます。ただし、2年度を経過したものは加算金がつきます。
- ・追納しなかった場合、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されませんが、年金額には反映されません。
- ・障害基礎年金又は遺族基礎年金を請求するときには、納付済期間と同様に扱われます。

申請は毎年度必要です

申請は年度ごとになります。マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルから電子申請ができます。前年度に承認されて新年度も在学中の人には、年金機構から申請書(はがき形式)が送付されます。必要事項を記入し、郵送することで新年度の申請ができます。

ただし、学校が変わった人や申請書が届かない人は、電子申請又は保険年金課で申請してください。

☑学生証(写し可)又は在学証明書、年金手帳又は基礎年金番号通知書

川越年金事務所

☎049-242-2657

保険年金課

☎21-1434 FAX 23-0076



合併処理浄化槽への転換補助金 月中川流域は増額します

令和8年度から月中川流域に対する補助金額を増額します。対象の区域にお住まいの方は、ぜひ転換をご検討ください。

受付期間

浄化槽設置届出書 12月28日(月)まで

浄化槽補助金申請書 令和9年1月15日(金)まで

※補助制度の詳細は、市HPをご確認ください。

補助金額

※表欄の金額は、上限です。

	月中川流域 (東平の一部)	環境基準(BOD) 非達成の河川流域	水質が良い地域
設置費	55万円	35万円	15万円
処分費	6万円		
配管費	15万円		
補助金合計	76万円	56万円	36万円

【凡例】

- ☐…月中川流域(東平の一部)
- ☐…環境基準(BOD)非達成の河川流域
- ☐…水質が良い地域
- ☐…補助対象外



市HP

☎環境センター ☎24-2888 FAX 24-8367



男女共同参画情報 ミニほっとらいん

4月は「若年層の性暴力被害予防月間」 相談しやすい社会を、みんなで作ろう。

性犯罪・性暴力は、重大な人権侵害です。相手の同意のない性的な行為は性暴力であり、決して許されるものではありません。

性犯罪・性暴力でお悩みの人へ

同意のない性的な行為は、いかなる理由・関係性であっても全て性暴力です。

あなたの不安に寄り添いながら支援する相談窓口があります。年齢・性別を問わず相談できます。プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。一人で抱え込まず相談してみませんか。

性犯罪・性暴力被害相談窓口

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(内閣府)

☎#8891(はやくワンストップ)

性犯罪被害相談電話(警察)

☎#8103(ハートさん)

人権市民相談課

☎21-1416 FAX 25-0160



若年層の性暴力被害予防月間
内閣府HP



性暴力に関するSNS相談(内閣府)
キュアタイム

既存住宅への太陽光発電設備の設置に対する奨励金

家庭における地球温暖化対策を推進するため、既存住宅に太陽光発電設備を設置する人に奨励金として地域通貨「ぼたん圓」を交付します。カーポートの屋根等に設置する場合も対象となります。

☑自ら又は同一世帯の者が所有し、かつ、居住している市内の既存住宅又はその敷地若しくは隣接する土地に太陽光発電設備を設置する個人(住宅の新築時に併せた設置は対象外)

条件 ・太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの。

・未使用品であるもの(中古品及びリース品は対象外)。

・発電された電気の一部又は全部を既存住宅内で自家消費するもの。

交付額 一律7万円(地域通貨「ぼたん圓」で交付)

受付方法 交付申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、令和9年2月26日(金)までに環境政策課へ。

※受付期間内でも申請が予算額に達した場合は受付を終了します。

※補助申請は工事着手前にしてください(工事着手後は、対象外となります)。

環境政策課

☎63-5006

FAX 23-7700



市HP

空き地の適正な管理を

空き地に雑草が生い茂ると、害虫の発生や火災の原因となり、防犯上も好ましくありません。また、そのまま放置すると隣接地の人にも大変迷惑がかかります。

空き地の所有者(管理者)は、年2回以上除草を行う等、適切な管理をしましょう。

環境政策課

☎63-5006

FAX 23-7700



市HP